

(朱書)  
〔伺之通〕  
印

『文部省往復』明治五年甲、(A3)

13 第一大学区第一番中学生徒授業料に付伺

〔明治五年八月十二日〕

生徒授業料之義ニ付伺

今般学制御確定一般官費御廃止官学と雖も生徒授業料可相納旨  
公布相成候上ハ当学ニおいても大試業之後夫々施行可申候処是  
迄之学費ハ被廢加るニ授業料相納候ニ付而ハ入る者ハ無之出る  
もの而已一時困窮仕候ハ只空敷離散可致右ハ教育之道ニも不相  
叶且憫然之至ニ御座候間生徒之内極貧之確証有之者エハ第九十  
七章ニ基き当分之處一ヶ月五十錢より一円之授業料取立申度候  
此段至急相伺候也

明治五年壬申八月十二日

第一番中学

本省御中